

和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例

和光市個人情報保護条例（平成12年条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 個人情報の改正等（第25条 - 第28条）」を「第3節 個人情報の訂正及び利用停止（第25条 - 第28条）」に、「第5章 補則（第41条 - 第44条）」を「第5章 補則（第41条 - 第44条）」に改める。

第1条中「及び訂正」を「、訂正及び利用停止」に改める。

第2条第1号中「個人に関する情報であって」を「生存する個人に関する情報であって」に改める。

第6条第2項第8号中「心身喪失」を「心神喪失」に改める。

第13条中「受ける者」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下同じ。）」を加える。

第25条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する自己の個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求は、当該個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

第25条第3項中「前2項に規定する自己の個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）」を「訂正等」に改める。

第26条第1項第2号中「をしようとする個人情報」を「に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報」に改める。

第2章第3節の次に次の1節を加える。

第3節の2 個人情報の利用停止

（利用停止の請求）

第28条の2 何人も、実施機関に対し、自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第6条又は第7条の規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の消去
- (2) 第10条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止
- (3) 第10条又は第12条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第14条第2項及び第25条第2項の規定は、前項に規定する自己の個人情報の消去、利用の停止及び提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。

（利用停止請求の手續）

第28条の3 利用停止の請求は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出してしなければならない。

- (1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止の請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止の請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する利用停止の請求の手続について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

第28条の4 実施機関は、利用停止の請求があった場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第28条の5 実施機関は、利用停止の請求があったときは、その利用停止の請求があった日から30日以内に、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をするか否かの決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、第28条の3第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止の請求に係る個人情報について利用停止をすることと決定したときは、速やかに、利用停止を行った上、利用停止の請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、書面により当該利用停止の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止の請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をしないことと決定したときは、利用停止請求者に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

4 第21条第2項の規定は、利用停止決定等の期限について準用する。

第29条中「又は訂正等」を「、訂正等又は利用停止」に改める。

第31条中「及び訂正等の決定等」を「、訂正等の決定等又は利用停止決定等」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止の請求に係る個人情報について全部の利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報について全部の利用停止をすることとする場合

第32条第2号中「(開示請求者)」を「、訂正等請求者又は利用停止請求者(これらの者)」に改める。

第41条の見出しを「(職員等の義務)」に改め、同条中「職員は、職務上知り得た個人情報情報を漏らしては」を「職員又は第13条の委託を受けた事務に従事している者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しては」に改める。

第42条の次に次の1条を加える。

(事業者に対する指導等)

第42条の2 市長は、事業者に対し、事業者自らが個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うものとする。

2 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、事業者が前項の説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同項の資料の提出を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の資料の提出をしたとき、又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合においては、市長は、あらかじめ、当該事業者の意見を聴取しなければならない。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 罰則

第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を正当な理由がなく提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第46条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 第13条に規定する委託を受けた法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第45条又は第46条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰

金刑を科する。

第49条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（和光市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

3 和光市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び第28条第1項」を「、第28条第1項及び第28条の5第1項」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（罰則）

第12条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。